

[第7章] 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、「建学の精神」に基づき、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設すること」を教育の使命とし、「自らの思想を培う」「学生一人ひとりの素質の伸張を支援する」「文理融合の幅広い知識と国際性豊かな視野の獲得」を、本学の人材を育成するための教育理念として定めている。

学生支援に関する方針は、上記の「建学の精神」、教育理念に従い、学生が学修に専念し、心身ともに健康で充実した学生生活が送れるよう、また学生が社会で自ら望むキャリアを築けるよう、教員と職員が連携・協働する（以下、教職協働という）体制による支援を行うことを前提に、大きく「修学支援の方針」「生活支援の方針」「進路指導の方針」ごとにその詳細を定めている（根拠資料 7-1）。

修学支援に関しては、指導教員制度を基本として構築し、障害のある学生や奨学金、各種正課外の活動を支援する内容等を定めている。生活支援に関しては、学生生活に関する相談窓口を設け、かつ各キャンパスに健康管理部署を適切に配置することにより支援することを定めている。進路支援については、「就職支援は教育の一環である」ことを原点と位置づけ、教職協働で支援すると同時に、各種就職対策講座ガイダンス等を実施している。

学生支援に関する方針は、本学オフィシャルホームページ上の「本学における各種方針について」の「学生支援に関する方針」で明示されており、学内で共有されている（根拠資料 2-12【ウェブ】、7-1）。

本学は毎年度自己点検・評価報告書（全学）を作成し、方針に従った業務遂行について点検・評価を行っているが、2022年度及び2023年度自己点検・評価活動を行った結果、一部方針と現状業務の乖離が見られたため、方針の見直しを行った（根拠資料 1-37）。

上記の通り、方針は毎年度行っている自己点検・評価活動を通じて見直しを行っていることから、適切な方針であると評価できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

1. 学生の能力に応じた補習教育・補充教育
2. 正課外教育
3. 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
4. オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮
(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)
5. 留学生等の多様な学生に対する修学支援
6. 障がいのある学生に対する修学支援
7. 成績不振の学生の状況把握と指導
8. 留年者及び休学者の状況把握と対応
9. 退学希望者の状況把握と対応
10. 奨学金その他の経済的支援の整備
11. 授業・その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

1. 学生の相談に応じる体制の整備
2. ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
3. 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
4. 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

1. キャリア教育の実施
2. 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
3. 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
4. 博士課程における、学識を教授するために必要な培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

※covid-19への対応報告を追加【必須】

学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

本学では、すべての学生に対して、所属学科または研究科の教員1名を指導教員として配置し、学生からの質問・相談や諸手続き(休学や退学を含む)に関して指導・助言を行う制度を整備している(根拠資料 7-2)。各教員はオフィスアワーを設けて、学生からの相談に対応している(根拠資料 7-2)。学生への指導・助言・支援にあたっては、指導教員や学部学科等の教員組織と、カレッジオフィス、センター等の職員が連携しTokai Information Portal Site(本学学生・保護者向け情報サービス:以下TIPSとする)等も活用して関係者間で学生の情報を共有しながら実施している(根拠資料 1-18)。

2022年度以前のコロナ禍においては、このオフィス・アワーによるファーストコンタクトを電子メールを活用して行ったが、面接授業も増えており、対面での指導が増加している。相談内容等により判断しながら対面での指導を中心に、状況によって電子メール・ZoomやTeams等を活用してオンラインで面談を行うなど、学生の希望に寄り添って対応している。学生生活に関する相談については、カレッジオフィス(湘南キャンパスはスチューデントアチーブメントセンター含む)でも随時受け付けており、その問い合わせ先を本学オフィシャルホームページに掲載している(根拠資料 7-3【ウェブ】)。

【修学支援】

学生の修学支援に関する支援では、本学はGPA制度を運用しており、このGPAの値を用いて学修の「質」を確認し、併せて修得単位数により卒業に必要な単位の「量」を確認して学生指導に役立てている。GPAは、各学期に履修した授業科目のみを対象に算出した「学期GPA」と、入学後から履修した全ての授業科目を対象に算出した「通算GPA」の2種類がある。各学科では学期ごとに、学期GPAと修得単位数が一定基準に満たさない学生に対して、指導教員による学修指導面談を実施している(根拠資料 7-4)。このGPAを活用した学習指導面談については、授業要覧にも記載をしている(根拠資料 7-4)。学修指導対象者に対しては学期ごとの成績が開示された時点で大学から呼び出しを行い、指導教員は対面やオンラインでの面接を通じて、翌学期の履修科目や学習方法について指導し、学修状況の改善に向けて助言を行っている。2022年度からは、成績が不良である等の状況を保護者と共有し(根拠資料 7-5)、TIPSを活用しながら家庭と連携した支援を図っている。学生が退学、休学等を希望する場合等には、学修に関する規則第4章に基づき(根拠資料 4-40)、前述した指導教員がTIPSを活用して学修状況等の確認を行いながら、学生との面接等を行い、状況を把握・共有しながら、必要なアドバイスをを行った後、各学部、研究科の教授会等で審議されて許可される流れを構築している。

通常の学修に補習が必要な学生について、湘南キャンパスではS-NaviやL-Navi(根拠資料 7-6)での個別指導を行っている(根拠資料 7-7)。その他としては、オフィス・アワー(根拠資料 4-65【ウェブ】)を活用し、個別に教員に相談することにより、履修指導や個別対応を行い、学生への支援を行っている。学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、カリキュラム上の全学共通科目である区分Ⅱ「現代教養科目」「基礎教養科目」に設定された、1年次に開講する必修科目である『入門ゼミナールA』『入門ゼミナールB』(根拠資料 7-8、9)により、学生の能力の把握を早期に進めて、適切な履修・学修指導を行っている。必修の英語科目では能力別クラスによる授業運営を行い、区分Ⅴ自己学修科目に開講された基礎的な科目の履修を促す指導を行っている(根拠資料 7-10)。

正課外教育については、オンデマンド型の教育プログラム「Tokai International Cyber University (T I C U)」(根拠資料 7-11)へのアクセスリンクをT I P S (根拠資料 1-18)のトップ画面に配置して活用を進めている。この中には高等学校での学習範囲の「リメディアル教材」も含まれており(根拠資料 7-12)、補習教育・補充教育としての位置づけも含め運営している。

留学生に対しては、学長室とカレッジオフィスが協働し、状況把握と学習支援を行っている(根拠資料 3-3)。現在、1,610人の外国人留学生在籍しており、カレッジオフィスは指導教員と協力しながら外国人留学生の修学全般の相談に応じる他、就職に対する相談にも応じている(根拠資料 7-13)。外国人留学生の修学支援には、「留学」の在留資格に伴う在留管理が不可欠である。外国人留学生の在留期間や在留カードナンバー等の基本的情報は、学長室において取りまとめた上で、各カレッジオフィスと共有している。外国人留学生が不登校等の在留管理上問題となる行動を起こした場合には、カレッジオフィスは指導教員と学長室と情報を共有し、問題の解決を図る。当該学生との面談はカレッジオフィス主導で行われるが、必要に応じて学長室のスタッフが通訳などを支援することもある。また、海外の保護者への連絡は、カレッジオフィスからの要請により学長室が行う。除籍・退学等の月々の定期報告はカレッジからの報告を学長室が取りまとめ、在留管理庁並びに文部科学省へ報告を行う。文部科学省、出入国在留管理庁からの通達は学長室から各カレッジオフィスに回付される。学長室とカレッジオフィス担当者の情報のやり取りはTeams経由でなされている。

障がいのある学生については、各キャンパスに相談窓口を設けたうえで、対象となる学生が所属するカレッジの教職員(湘南キャンパスは各カレッジ及び健康推進室)が協力しながら対応している(根拠資料 7-14)。特に、湘南キャンパスでは聴覚に障がいを持つ学生に対しては学生ボランティアや外部のノートテイクを手配して支援している(根拠資料 7-1、15)。

また、湘南キャンパスでは2023年度から障害を持つ学生や性の多様性に関する困りごとや要望に対応するべく「インクルージョン推進室」が開設され、専門のスタッフを配置し、学生への合理的配慮や修学支援に関する助言・学内調整・提案・リソースの提供など、学科及びカレッジオフィス等と連携のうえ対応にあたっている(根拠資料 7-15~17)。これに併せてバリアフリー化が遅れていた箇所並びにトイレの改修工事が計画・実施される予定である(根拠資料 7-18)。

なお、キャンパス内は未だ完全なバリアフリーではないことから各所の改修が必要な状況にある。

奨学金は、学内では「東海大学奨学金」、また学外奨学金制度では「日本学生支援機構奨学金」、「高等教育の修学支援制度」、「地方公共団体・一般育英団体の奨学金」をそれぞれ活用している。本学独自の奨学金は、全学生が対象となる奨学金(学部奨学金、自己研鑽奨学金、建学記念奨学金、大学院奨学金、ワークスタディ奨学金、応急奨学金、キャンパス間留学奨学金)のほか、選抜により給付される奨学金(スポーツ奨学金、国際交流奨学金、留学生奨学金、航空操縦学専攻奨学金、学修サポート奨学金など)を設けている(根拠資料 7-19)。また、優秀な私費留学生的のための東海大学独自の奨学金制度(松前重義留学生奨学金(1種/2種))が用意されている(根拠資料 7-20)。他、留学生向けの「留学生チュ

ーター制度」を整備している（根拠資料 7-21）。

2022年度は、支給総額で約9億6百万円、延べ15,000名超の学生に対して奨学金を支給し、経済的支援を実施した（大学基礎データ 表7）。学生に対しては、ガイドブック（根拠資料 7-22）を作成するほか、各カレッジオフィスを中心に学生への周知を行い、TIPSや掲示板、本学オフィシャルホームページにおける情報発信など積極的な情報提供を実施している。

これらの他に、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援については、オフィス・アワー（根拠資料 4-65）を活用して履修指導や個別対応を行い、学生への支援を行っている。相談方法としては、電子メールにより最初の相談をスタートすることや、面談時間の調整等を可能とし、学生の状況に合わせて対面やオンラインでの相談対応ができるように柔軟性を持たせて相談対応や学修支援を行っている。オンライン教育を行う場合においては、個々の学生の時間割において面接授業を行った次の時限に、遠隔授業を行うケースも多くあることから、キャンパス内において無線LANが利用できる環境整備を継続して行っている（根拠資料 7-23）。

【生活支援】

学生の心身の健康について、各キャンパスに設置した健康推進室が急病や怪我などの応急処置や各キャンパス近隣の専門病院への紹介を行っており、精神科と内科管理医にも相談できる体制を維持している。また、定期健康診断の他に運動部学生を中心としたクラブ健診を実施し安全なクラブ運営に寄与している。その他にもAEDの練習機器の貸し出し、救急法講習会の運営など学生の安全を守るための啓発活動を行っている。各キャンパスにおいて組織形態は異なっているが、心理カウンセラーによる面談を実施している。各キャンパスでは健康推進室の保健師と心理カウンセラーが共同で相談にあたり、学生が相談しやすい環境作りを心掛けている。また、相談内容によっては本人の同意の基に、学科指導教員まで含めた情報共有を進め支援をおこなっている。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止については、専用の相談窓口（ハラスメント防止人権委員会）を各キャンパスに設置している（根拠資料 7-24）。また、ハラスメントが生じてしまった際の対処方法や連絡先等については、“CAMPUS GUIDE”、本学オフィシャルホームページならびにTIPSを活用し周知している。各キャンパスに配置しているハラスメント相談員に対しては年に1回以上の研修を実施し、相談体制の強化・知識の向上に努めている。また、ハラスメント相談は対面を原則としているが、電子メールでの相談にも応じている（根拠資料 7-24）。

なお、2022年度は、2020年6月1日に施行された「労働施策総合推進法（以下「パワハラ防止法」）」が4月1日より中小企業においても義務化されたことを受けて、全教職員を対象（専任については参加必須）に、「東海大学ハラスメント防止SD・FD研修会」を開催し、静岡（望星丸含む）・熊本・札幌の各会場は対面研修、湘南・高輪・渋谷キャンパスにおいてはZoom研修を実施し、各キャンパスにおけるハラスメント防止の意識涵養に努めている。この研修における参加者は1,011人、参加率は72%であった（根拠資料 7-25）。ハラスメント防止研修は2023年度以降も継続して実施し、引き続き学内におけるハラスメント防止に努めていく予定である。併せて、ガイダンス開催やポスター掲示、啓発パンフレット

の新入生配付も引き続き実施していく予定である（根拠資料 7-26）。

学生の交流機会の確保は、全学的には新入生の授業開始前の時期に学科ごとに新入生研修会を開催し、学生生活に必要な情報を研修するとともに同級生との関係構築の機会としている（根拠資料 7-27）。

湘南キャンパスにおいては、新入生に対する学生証交付の翌日に学科内で小グループを編成してウォークラリーを開催している。多様な入試を経て入学した新入生が湘南キャンパス内を探索し、キャンパス内の理解を深めつつ同級生との関係を構築する機会としており（根拠資料 7-28）、参加者アンケートでも高評価を得ている。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施については、各カレッジオフィス（湘南キャンパスはスチューデントアチーブメントセンター含む）を通じて活動を支援している。部活動等については、一般サークルからスポーツ系の課外活動まで、スポーツプロモーションセンターとも連携しながら、施設の調整や経済的な援助、安全管理についての講習会などを実施している。また、毎年4月には課外活動団体によるクラブ紹介など、新入生勧誘行事の開催を支援して正課外活動（部活動等）の充実を図っている。

加えて、全ての学生についても、学内外での諸活動について安心して取り組むことが出来るように、「学生健康保険互助組合による医療費補助」（根拠資料 7-29）や、「安全運転講習会」を開催する（根拠資料 7-30）等、幅広い側面から「大学生活全般」について、問題が生じないように支援を行っている。

【進路支援】

キャリア支援は、学生への「ワンストップサービス」実現を目指し、各カレッジオフィスにキャリア就職担当者を配置して学生への支援活動を展開している。更に各カレッジでは学部特性と専門教育にあわせた「キャリア就職支援行事实行計画書」（根拠資料 7-31）を自ら策定し、カレッジ単位で独自のプログラムを考え、キャリア就職支援を展開している。大幅な組織変更に伴う運用方法の変更に関しては、「東海大学キャリア・就職支援業務に関する内規」に基づき、キャリア就職委員会が、全学的な運用の均衡と情報共有の促進を目指して取り組むこととなった（根拠資料 7-32）。

キャリア教育の実施について、東海大学のキャリア就職ポリシーとして掲げている「学生の就職指導も教育の一貫」という理念のもと（根拠資料 7-33【ウェブ】）、教職員が一体となってキャリア教育を推進していくために、各学科専攻における初年次教育や各カレッジでのガイダンスにおいて「自分の今を設計する」参考書として活用してもらえるように、「キャリアガイドブック～キャリアデザイン編～」を発行し、全ての新入生に配付した（根拠資料 7-34）。

この「キャリアガイドブック～キャリアデザイン編～」は、新入生へ配付するだけの取り組みではなく、授業活用を促進するためのFD・SD研修を事前に行い、担当教職員が各学科専攻における入門ゼミナールBでの教科書として活用することや、カレッジが開催するキャリア形成や自己分析のためのワークショップでの活用方法をイメージしやすくする取り組みも行った（根拠資料 7-35）。

また、将来の就職活動やキャリア形成に有益な各種講座を「補助教育講座」として提供し、受益者負担で様々な知識を得られるように環境を整備している（根拠資料 7-36）。加えて、

日本経済新聞社との協力により、本物の記者から新聞記事の解説を聞くことのできる「新聞で学ぶ経済の動きと仕組み」を2022年度カリキュラム「社会参加の方法と実践B」の中で学べるようにしている（根拠資料 7-37）。他にも、株式会社電通の社員による企画力向上を目的とした講座「IDEATION FACTORY」等を全学部対象に開講している（根拠資料 7-38）。特に学部2年次生を対象として行っている職業体験プログラムの「東海JOB-LEAGUE」（根拠資料 7-39）では、学生の職業観醸成や自身の価値観の再認識を促し、学部3年次生から徐々に始まる就職活動の前に仕事の実体験をさせることで卒業後のイメージをより具体化させ、バックキャスト思考で現実の自身との差を認識し、自主的な行動を促して就職活動の対策を考える体制づくりを構築した。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施に関しては、各カレッジで学部特性と専門教育にあわせた「キャリア就職支援行事実行計画書」（根拠資料 7-31）を年度計画として自ら策定し、カレッジ単位で独自のプログラムを考え、実施している。全学的なプログラムに関しては、「キャリア就職支援行事実行計画書」を策定し、実施している。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供については、東海大学として行う職能開発活動の機会を提供することは重要であると認識しており、プレFDに取り組むための環境作りをしている。現状では、本学オフィシャルホームページにて「プレFDに役立つ情報サイトのご案内」として、広く博士課程の学生に情報提供している（根拠資料 7-40【ウェブ】）。また、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定に留めず、博士課程の学生を任期付き特定助教として採用する制度の導入が決定しており、2023年度から実施した（根拠資料 7-41）。博士課程修了後のキャリア支援としての強化策として有効な施策となっている。

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施について、学生生活に関する要望等は各キャンパスのカレッジオフィス（湘南キャンパスはスチューデントアチーブメントセンター含む）を中心に随時受け付けている。その他の問い合わせについても、本学オフィシャルホームページに掲載している。

寄せられた要望等の内容により適切な学内会議等で報告し、必要に応じて審議を行いながら対応を進めている。具体的な成果事例として、「卒業にあたってのアンケート」（例年12月から3月にかけて学内Webサービス上で実施）で寄せられた「就職支援行事の早期化」の要望に対し、カレッジオフィス（ウェルビーイングカレッジオフィス）が2年次の9月に進路ガイダンスを開催して対応している（根拠資料 7-42）。

2022年度に実施された教育組織の改組改変により、5学部（入学定員合計1,270名）の学生が1・2年次は湘南キャンパスに所属し、3・4年次は品川キャンパスに所属することとなった。2022年度に入学した学生は2024年度から品川キャンパスに所属することになるため、2キャンパスを跨いだ適切な学生支援体制を構築する必要がある。今後、諸課題を整理した上で適切な学生支援体制の構築に着手する予定である。

以上の通り、本学では方針に沿って修学支援、生活支援、進路支援の取り組みを行い、安定した学生生活の実現に繋がっていると評価できる。

※Covid-19 への対応報告(大学全体)

本学においては、2023年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)が変更され、感染者に対しての行動制限が課せられなくなった。また、感染者の周囲にいる濃厚接触者においても特定しなくなった。しかしながら、本学では政府・厚生労働省・文部科学省の発令に準じた対応をとることになっている(根拠資料 7-43)。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

各カレッジに寄せられた学生生活に関する要望等は、学長室やスチューデントアチーブメントセンター等の学内部署にて対応を検討し、施策の実施に繋げている。

この取り組みに対する点検・評価の客観的指標として「卒業にあたってのアンケート」を用いている(根拠資料 7-44)。このアンケートの回答を集計し、その結果は学長、学部長会議・大学院運営委員会に報告され、改善が必要な案件については該当部署に対応依頼がなされ、学部や研究科、事務部門でも改善策を検討している。具体的な改善例としては、平塚駅周辺に居住する学生及び東海道線を利用して通学をする学生の通学負担軽減のため、平塚駅から本学までの急行バスの開通をした(根拠資料 7-45)。この事業については、専用乗車券の販売や、学生の履修状況などに鑑みダイヤ改正を行っている(根拠資料 7-46、47)。

また、修学上の支援や学生支援全般にかかる施策を検討する常任教務委員会を年間を通じて定期的に開催(根拠資料 7-48)することで、施策の検討・実施状況の確認・改善に取り組んでいる。例えば、一学期あたりの履修登録上限単位数の制限について、直近学期の学修成果を制限緩和に反映しやすくして学修意欲の継続を図るなど(根拠資料 7-49)、適切に改善に取り組んでいる。

上述した各方針に基づく業務については、各担当(主に、学長室教学担当、経理担当、国際担当、施設設備担当、情報担当、健康推進担当、スチューデントアチーブメントセンター及び各カレッジ)が分担して対応し、課題を把握して改善・向上を行っている。これらの活動については、各担当が毎年度、大学評価審議会からの指示を受け、「自己点検・評価報告書(基準7)」を作成・提出している(根拠資料 4-103)。「自己点検・評価報告書(基準7)」

(根拠資料 4-103)の提出を受けた大学評価審議会は、自己点検・評価委員会に内容の点検を指示する。自己点検・評価委員会には作成担当部署の所属長が委員として参加しており、大学基準協会が提示している点検・評価項目に沿って、相互に点検・評価している。

自己点検・評価委員会での点検結果は作成担当部署にフィードバックするとともに、大学評価審議会に報告し、大学評価審議会です全学的な課題と判断した場合は、学長に報告する。

7.2. 長所・特色

2022年度の改組改編にあわせてカレッジ制が本格的にスタートした。学生支援体制については、各カレッジが主体となり、学修支援・学生生活支援・進路（キャリア就職）支援等一つのオフィス（カレッジオフィス）で完結する体制を構築している。2021年度以前の組織では、用件により学生対応窓口が違っていたが、カレッジ制に移行したことにより、学生対応窓口がカレッジオフィスに1本化された。これにより、カレッジオフィスで様々な支援にアクセス出来るようになることに加え、教職協働の体制で、学部学科の運営や学生サポートを行っていく体制を構築できたことにより、学生の利便性が向上した（根拠資料 7-50）。

7.3. 問題点

2022年度に実施された教育組織の改組改変により、5学部（入学定員合計1,270名）の学生が1・2年次は湘南キャンパスに所属し、3・4年次は品川キャンパスに所属することとなった結果、主に学生会活動と、健康診断結果等の情報の持ち方について、新たなルール決めが必要になることが明らかになった。

具体的には、学生会活動については、学生会費の扱いや、活動形態をどうしていくか。健康診断結果や合理的配慮を必要とする学生の情報については、2つのキャンパスでどのように共有・管理し支援につなげていくかという課題である。

上記については、現在、スチューデントアチーブメントセンター及び学長室（健康推進担当）において、次年度に向けて検討を進めている。学生会活動については、2024年度以降の状況に鑑みた新たなルール策定が必要であるが、健康診断結果や合理的配慮を必要とする学生の情報による支援については、一律的なルールによる支援よりも支援が必要な学生に寄り添った個別対応による支援が必要となる見通しである。

7.4. 全体のまとめ

東海大学では、建学の精神に則り本学の使命と教育理念に従って、学生が学修に専念し、心身ともに健康で充実した学生生活が送れるよう、学生支援に関する方針を定め公表している。

本学の学生支援は指導教員制度を主体に、学生支援のワンストップサービス化を目指したカレッジ制を導入し、教職協働体制の構築を図っている。学修支援、経済支援、留学支援、就職支援、心身健康、危機管理等、広範囲の各種支援体制については、今までのノウハウをカレッジオフィスにて活用し、学長室やスチューデントアチーブメントセンター（湘南キャンパス）も含めた支援体制を構築しながら、学生支援を行っている。